

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月12日

【中間会計期間】 第122期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

【会社名】 株式会社栃木銀行

【英訳名】 THE TOCHIGI BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 仲 田 裕 之

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号

【電話番号】 宇都宮 028(633)1241(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 秋 元 憲 一

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区三筋1丁目1番1号
株式会社栃木銀行東京事務所

【電話番号】 東京 03(5823)7700

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 北 尾 修

【縦覧に供する場所】 株式会社栃木銀行東京支店
(東京都台東区三筋1丁目1番1号)
株式会社栃木銀行大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区上小町482番1)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2022年度	2023年度	2024年度	2022年度	2023年度
		中間連結 会計期間 (自2022年 4月1日 至2022年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自2023年 4月1日 至2023年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自2024年 4月1日 至2024年 9月30日)	2022年度 (自2022年 4月1日 至2023年 3月31日)	2023年度 (自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)
連結経常収益	百万円	24,186	21,081	22,135	45,222	45,276
連結経常利益	百万円	2,719	3,457	2,037	5,062	4,234
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	1,898	1,843	1,470		
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円				2,652	2,101
連結中間包括利益	百万円	12,269	5,955	259		
連結包括利益	百万円				6,776	2,480
連結純資産額	百万円	149,685	148,601	151,717	154,878	151,761
連結総資産額	百万円	3,301,832	3,314,933	3,359,570	3,279,153	3,314,542
1株当たり純資産額	円	1,432.17	1,420.14	1,448.34	1,481.70	1,450.18
1株当たり 中間純利益	円	18.29	17.80	14.19		
1株当たり 当期純利益	円				25.59	20.29
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益	円	18.21	-	-		
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益	円				25.53	-
自己資本比率	%	4.49	4.44	4.47	4.67	4.53
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	263,516	78,392	56,268	290,895	14,558
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	64,847	247	17,684	32,437	4,918
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	604	321	303	904	636
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	558,651	641,673	610,639	563,356	572,358
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,720 [385]	1,635 [358]	1,573 [365]	1,634 [380]	1,544 [359]

(注) 1 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末株式引受権 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 2022年度中間連結会計期間より、株式給付信託(BBT)による業績連動型株式報酬制度を導入し、当該信託が保有する当行株式を自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託に残存する当行株式を、1株当たり純資産額の算定に用いられた中間(期末)の普通株式の数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり(中間)当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり(中間)当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

3 2023年度中間連結会計期間より潜在株式調整後1株当たり(中間)当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第120期中	第121期中	第122期中	第120期	第121期
決算年月		2022年9月	2023年9月	2024年9月	2023年3月	2024年3月
経常収益	百万円	21,840	18,630	19,725	40,703	40,265
経常利益	百万円	2,250	3,041	1,820	4,362	3,462
中間純利益	百万円	1,610	1,677	1,381		
当期純利益	百万円				2,223	1,756
資本金	百万円	27,408	27,408	27,408	27,408	27,408
発行済株式総数	千株	109,608	109,608	109,608	109,608	109,608
純資産額	百万円	141,630	140,758	140,377	147,207	140,105
総資産額	百万円	3,285,832	3,297,235	3,339,353	3,262,940	3,293,396
預金残高	百万円	3,079,807	3,114,978	3,141,016	3,058,485	3,111,935
貸出金残高	百万円	2,021,340	1,997,123	2,060,797	2,031,741	2,060,553
有価証券残高	百万円	653,780	610,410	619,894	620,626	609,475
1株当たり配当額	円	3.00	3.00	3.50	6.00	6.00
自己資本比率	%	4.31	4.26	4.20	4.51	4.25
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,481 [290]	1,396 [275]	1,407 [279]	1,402 [286]	1,311 [278]

(注) 1 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末株式引受権 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 第120期中間会計期間より、株式給付信託(BBT)による業績連動型株式報酬制度を導入し、当該信託が保有する当行株式を(中間)財務諸表において自己株式として計上しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、当該感染症）の経済への影響については、2023年5月に当該感染症の感染症法の位置づけが「5類感染症」に移行したことにともない、経済活動は回復に至りました。

しかしながら、中東地域をめぐる情勢のほか、人手不足問題をはじめ、資源・原材料価格の高騰は続いており、国内経済の先行きは依然不透明な状況にあります。

このような環境の下、当中間連結会計期間の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、資金運用収益、役務取引等収益の増加に加え、株式等売却損に併せて計上した株式等売却益もあり、前年同期比10億54百万円増加し221億35百万円となりました。また経常費用は、資金調達費用の増加に加え、株式等売却損の計上により、前年同期比24億75百万円増加し200億98百万円となりました。

この結果、経常利益は20億37百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は14億70百万円となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりとなりました。

「銀行業」の経常収益は、前年同期比10億94百万円増加の197億20百万円、セグメント利益は前年同期比12億16百万円減少の18億44百万円となりました。

「金融商品取引業」の経常収益は、前年同期比1億55百万円減少の11億23百万円、セグメント利益は前年同期比1億12百万円減少の1億49百万円となりました。

報告セグメントに含まれない「その他」には、連結子会社におけるリース業、カード業等の収益を含んでおりますが、その経常収益は前年同期比1億31百万円増加の18億69百万円、セグメント利益は前年同期比92百万円減少の71百万円となりました。

当中間連結会計期間末の資産は、現金預け金の増加等により前連結会計年度末比450億円増加し3兆3,595億円となりました。負債は、預金の増加等により前連結会計年度末比450億円増加し3兆2,078億円となりました。また純資産は前連結会計年度末比と同額の1,517億円となりました。

なお、主要勘定の状況は次のとおりとなりました。

預金

個人預金の増加等により、預金残高は前連結会計年度末比281億円増加し3兆1,382億円となりました。

貸出金

貸出金残高は前連結会計年度末比18億円減少し2兆581億円となりました。

有価証券

有価証券残高は前連結会計年度末比103億円増加し6,170億円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は125億円、役務取引等収支は30億円、その他業務収支は 5 億円となりました。

このうち、国内業務部門の資金運用収支は124億円、役務取引等収支は30億円、その他業務収支は 5 億円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は0.5億円、役務取引等収支は 0.0億円、その他業務収支は0.0億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	12,743	79	12,822
	当中間連結会計期間	12,494	59	12,553
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	12,806	80	0 12,886
	当中間連結会計期間	13,019	60	0 13,078
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	63	1	0 64
	当中間連結会計期間	524	1	0 525
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,043	0	3,043
	当中間連結会計期間	3,030	0	3,029
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,949	0	4,949
	当中間連結会計期間	5,046	0	5,046
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,905	0	1,906
	当中間連結会計期間	2,016	0	2,017
その他業務収支	前中間連結会計期間	675	3	672
	当中間連結会計期間	525	2	523
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	550	3	554
	当中間連結会計期間	521	2	523
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,226	-	1,226
	当中間連結会計期間	1,047	-	1,047

(注) 1 「国内業務部門」とは当行の円建取引及び連結子会社、「国際業務部門」とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(外書き)であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は50億円、役務取引等費用は20億円となりました。

このうち、国内業務部門の役務取引等収益は50億円、役務取引等費用は20億円となりました。また、国際業務部門の役務取引等収益は0.0億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,949	0	4,949
	当中間連結会計期間	5,046	0	5,046
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,073	-	1,073
	当中間連結会計期間	1,105	-	1,105
うち為替業務	前中間連結会計期間	700	0	700
	当中間連結会計期間	728	0	729
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	57	-	57
	当中間連結会計期間	47	-	47
うち代理業務	前中間連結会計期間	412	-	412
	当中間連結会計期間	360	-	360
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	95	-	95
	当中間連結会計期間	81	-	81
うち保証業務	前中間連結会計期間	59	0	59
	当中間連結会計期間	35	-	35
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,905	0	1,906
	当中間連結会計期間	2,016	0	2,017
うち為替業務	前中間連結会計期間	71	0	72
	当中間連結会計期間	72	0	73

(注) 「国内業務部門」とは、当行の円建取引及び連結子会社、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	3,111,208	1,750	3,112,958
	当中間連結会計期間	3,136,862	1,371	3,138,233
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2,219,951	-	2,219,951
	当中間連結会計期間	2,285,625	-	2,285,625
うち定期性預金	前中間連結会計期間	884,671	-	884,671
	当中間連結会計期間	837,850	-	837,850
うちその他	前中間連結会計期間	6,586	1,750	8,336
	当中間連結会計期間	13,387	1,371	14,758
譲渡性預金	前中間連結会計期間	985	-	985
	当中間連結会計期間	2,000	-	2,000
総合計	前中間連結会計期間	3,112,194	1,750	3,113,944
	当中間連結会計期間	3,138,862	1,371	3,140,233

- (注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
3 「国内業務部門」とは、当行の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,997,195	100.00	2,058,128	100.00
製造業	152,206	7.62	171,814	8.35
農業, 林業	9,796	0.49	10,147	0.49
漁業	1,350	0.07	2,120	0.10
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2,519	0.13	897	0.04
建設業	103,832	5.20	106,841	5.19
電気・ガス・熱供給・水道業	28,792	1.44	30,050	1.46
情報通信業	6,895	0.34	10,059	0.49
運輸業, 郵便業	77,108	3.86	74,930	3.64
卸売業, 小売業	149,784	7.50	153,438	7.46
金融業, 保険業	61,635	3.09	85,285	4.14
不動産業, 物品賃貸業	307,900	15.42	316,869	15.40
各種サービス業	192,459	9.64	196,148	9.53
地方公共団体	243,321	12.18	233,325	11.34
その他	659,592	33.02	666,197	32.37
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,997,195		2,058,128	

- (注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の純増等により、562億68百万円となりました。(前年同期比221億23百万円減少)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等の増加により、176億84百万円となりました。(前年同期比179億31百万円減少)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払等により、3億3百万円となりました。(前年同期比17百万円増加)

これらの結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前年同期比310億34百万円減少し、6,106億39百万円となりました。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営成績等の状況に関する分析・検討」に記載した会計上の見積りに用いた仮定、「資本の財源及び資金の流動性について」、「重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」に重要な変更はありません。

当中間連結会計期間においては、第11次中期経営計画の「新たな価値提供の実現」を成し遂げるため、注力すべき3つの基本戦略として「収益力強化」「体制強化」「人的資本投資の強化」を掲げ、構造改革と経営基盤の強化に取り組んでおります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2024年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	11.42
2. 連結における自己資本の額	1,748
3. リスク・アセットの額	15,296
4. 連結総所要自己資本額	611

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2024年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	11.09
2. 単体における自己資本の額	1,685
3. リスク・アセットの額	15,194
4. 単体総所要自己資本額	607

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2023年9月30日	2024年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	15	23
危険債権	410	417
要管理債権	5	12
正常債権	19,851	20,448

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	212,000,000
計	212,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	109,608,000	109,608,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株であります。
計	109,608,000	109,608,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年9月30日		109,608		27,408		26,150

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	12,738	12.12
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	6,230	5.92
栃木銀行行員持株会	栃木県宇都宮市西2丁目1番18号	4,380	4.16
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (千代田 区丸の内1丁目4番5号)	2,786	2.65
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町2丁目12番6号	2,010	1.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15番 1号)	1,956	1.86
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	1,445	1.37
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,427	1.35
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,409	1.34
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲2丁目2番1号	1,409	1.34
計		35,794	34.05

(注) 上記の発行済株式より除く自己株式には、株式給付信託(BBT)に基づき株式会社日本カストディ銀行が保有する当行株式1,427千株は含まれておりません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,514,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,015,700	1,050,157	
単元未満株式	普通株式 78,100		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	109,608,000		
総株主の議決権		1,050,157	

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が12千株、株式給付信託(BBT)が所有する当行株式1,427千株が含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が120個、同信託名義の完全議決権株式に係る議決権の数が14,278個含まれております。なお、当議決権14,278個は議決権不行使となっております。

2 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には当行所有の自己株式87株が含まれております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社栃木銀行	栃木県宇都宮市 西2丁目1番18号	4,514,200	0	4,514,200	4.12
計		4,514,200	0	4,514,200	4.12

(注) 1 株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含めております。

2 株式給付信託(BBT)が所有する当行株式1,427,800株は上記自己株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
現金預け金	5 585,706	5 626,161
コールローン及び買入手形	1,098	965
商品有価証券	4	4
金銭の信託	600	563
有価証券	1, 2, 3, 5, 9 606,717	1, 2, 3, 5, 9 617,055
貸出金	3, 4, 5, 6 2,060,027	3, 4, 5, 6 2,058,128
外国為替	3 678	3 863
その他資産	3, 5 29,217	3, 5 21,101
有形固定資産	7, 8 20,350	7, 8 24,339
無形固定資産	1,169	1,094
退職給付に係る資産	10,232	10,655
繰延税金資産	8,180	7,038
支払承諾見返	3 2,265	3 2,921
貸倒引当金	11,704	11,324
資産の部合計	3,314,542	3,359,570
負債の部		
預金	5 3,110,102	5 3,138,233
譲渡性預金	-	2,000
借入金	5 34,125	5 34,286
外国為替	5	-
その他負債	13,402	27,576
賞与引当金	875	835
役員賞与引当金	26	4
退職給付に係る負債	335	288
役員退職慰労引当金	10	6
役員株式給付引当金	164	169
睡眠預金払戻損失引当金	266	268
偶発損失引当金	357	413
特別法上の引当金	12	14
再評価に係る繰延税金負債	7 833	7 833
支払承諾	2,265	2,921
負債の部合計	3,162,781	3,207,852
純資産の部		
資本金	27,408	27,408
資本剰余金	30,036	30,036
利益剰余金	119,431	120,586
自己株式	2,314	2,287
株主資本合計	174,561	175,744
その他有価証券評価差額金	27,715	28,517
繰延ヘッジ損益	-	25
土地再評価差額金	7 637	7 637
退職給付に係る調整累計額	3,989	3,578
その他の包括利益累計額合計	24,363	25,600
非支配株主持分	1,562	1,574
純資産の部合計	151,761	151,717
負債及び純資産の部合計	3,314,542	3,359,570

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)
経常収益	21,081	22,135
資金運用収益	12,886	13,078
(うち貸出金利息)	10,350	10,801
(うち有価証券利息配当金)	2,109	1,511
役務取引等収益	4,949	5,046
その他業務収益	554	523
その他経常収益	¹ 2,690	¹ 3,486
経常費用	17,623	20,098
資金調達費用	64	525
(うち預金利息)	43	403
債券貸借取引支払利息	-	80
役務取引等費用	1,906	2,017
その他業務費用	1,226	1,047
営業経費	² 11,858	² 11,384
その他経常費用	³ 2,567	³ 5,123
経常利益	3,457	2,037
特別利益	2	62
固定資産処分益	2	62
特別損失	400	13
固定資産処分損	6	12
金融商品取引責任準備金繰入額	-	1
減損損失	⁴ 394	-
税金等調整前中間純利益	3,059	2,086
法人税、住民税及び事業税	1,052	246
法人税等調整額	99	342
法人税等合計	1,152	589
中間純利益	1,907	1,497
非支配株主に帰属する中間純利益	64	27
親会社株主に帰属する中間純利益	1,843	1,470

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
中間純利益	1,907	1,497
その他の包括利益	7,863	1,237
その他有価証券評価差額金	7,815	801
繰延ヘッジ損益	-	25
退職給付に係る調整額	47	410
中間包括利益	5,955	259
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	6,020	232
非支配株主に係る中間包括利益	64	27

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,408	30,036	118,085	2,324	173,205
当中間期変動額					
剰余金の配当			315		315
親会社株主に帰属する中間純利益			1,843		1,843
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				9	9
土地再評価差額金の取崩			64		64
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	1,463	9	1,473
当中間期末残高	27,408	30,036	119,548	2,314	174,679

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	19,493	-	761	462	19,792	1,465	154,878
当中間期変動額							
剰余金の配当							315
親会社株主に帰属する中間純利益							1,843
自己株式の取得							0
自己株式の処分							9
土地再評価差額金の取崩							64
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	7,815	-	64	47	7,799	48	7,750
当中間期変動額合計	7,815	-	64	47	7,799	48	6,277
当中間期末残高	27,308	-	697	414	27,591	1,513	148,601

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,408	30,036	119,431	2,314	174,561
当中間期変動額					
剰余金の配当			315		315
親会社株主に帰属する中間純利益			1,470		1,470
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				27	27
土地再評価差額金の取崩					-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	1,155	27	1,182
当中間期末残高	27,408	30,036	120,586	2,287	175,744

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	27,715	-	637	3,989	24,363	1,562	151,761
当中間期変動額							
剰余金の配当							315
親会社株主に帰属する中間純利益							1,470
自己株式の取得							0
自己株式の処分							27
土地再評価差額金の取崩							-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	801	25	-	410	1,237	11	1,226
当中間期変動額合計	801	25	-	410	1,237	11	44
当中間期末残高	28,517	25	637	3,578	25,600	1,574	151,717

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,059	2,086
減価償却費	534	683
減損損失	394	-
貸倒引当金の増減()	445	379
賞与引当金の増減額(は減少)	57	39
役員賞与引当金の増減額(は減少)	4	21
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	456	1,056
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	12	4
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2	3
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	33	4
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	1	2
偶発損失引当金の増減額(は減少)	55	55
資金運用収益	12,886	13,078
資金調達費用	64	525
有価証券関係損益()	835	2,678
金銭の信託の運用損益(は運用益)	1	1
固定資産処分損益(は益)	4	50
貸出金の純増()減	35,190	1,899
預金の純増減()	55,532	27,141
譲渡性預金の純増減()	-	2,000
借入金等の純増減()	7,911	161
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	870	1,183
コールローン等の純増()減	111	132
外国為替(資産)の純増()減	172	185
外国為替(負債)の純増減()	7	5
資金運用による収入	12,883	13,481
資金調達による支出	74	309
その他	7,883	22,263
小計	78,067	56,794
法人税等の支払額	525	573
法人税等の還付額	850	47
営業活動によるキャッシュ・フロー	78,392	56,268

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	109,265	70,110
有価証券の売却による収入	106,232	49,407
有価証券の償還による収入	5,120	7,519
金銭の信託の減少による収入	47	37
有形固定資産の取得による支出	1,473	4,603
有形固定資産の売却による収入	16	122
無形固定資産の取得による支出	443	68
敷金及び保証金の差入による支出	0	0
敷金及び保証金の回収による収入	12	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	247	17,684
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	315	315
非支配株主への配当金の支払額	15	15
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の売却による収入	9	27
財務活動によるキャッシュ・フロー	321	303
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	78,317	38,280
現金及び現金同等物の期首残高	563,356	572,358
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 641,673	1 610,639

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社

会社名

株式会社とちぎんビジネスサービス
株式会社とちぎん集中事務センター
株式会社とちぎんカード・サービス
株式会社とちぎんリーシング
とちぎんＴＴ証券株式会社
株式会社クリーンエナジー・ソリューションズ

(2) 非連結子会社 5社

会社名

株式会社とちぎんキャピタル&コンサルティング
とちぎ地域活性化投資事業有限責任組合
とちぎ地域活性化２号投資事業有限責任組合
とちぎん農業法人投資事業有限責任組合
とちぎん農業法人２号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 5社

会社名

株式会社とちぎんキャピタル&コンサルティング
とちぎ地域活性化投資事業有限責任組合
とちぎ地域活性化２号投資事業有限責任組合
とちぎん農業法人投資事業有限責任組合
とちぎん農業法人２号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

4 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定または財務内容に問題があるなど、今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

正常先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後3年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の一定期間における平均値に基づき決定した予想損失率を乗じて計上しております。なお、大口の破綻懸念先に対する債権については、債務者ごとの回収可能性を見積り、予想損失率に基づき算定した貸倒引当金に対して必要と認められる追加的な引当額を計上しております。破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,301百万円(前連結会計年度末は6,509百万円)であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社において役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役(社外取締役は除く)への当行株式の交付に備えるため、取締役に対する株式給付債務の見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、株式給付信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じた処理をしております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。

(12) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5に定める金融商品取引責任準備金であり、有価証券又はデリバティブ取引の事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

ただし、当行の嘱託・臨時従業員への退職給付については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(14) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、契約に基づきリース料を収受する日に、受取リース料をリース収益として計上し、元本回収相当額（受取リース料から利息相当額等を差し引いた額）を売上原価として計上しております。

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益のうち、投資信託の販売に係る手数料収入等については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務を充足するものとして収益を認識しております。また、カード年会費収入等、サービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。

なお、これらの収益には重大な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

(15) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象であるその他有価証券に区分している固定金利の債券から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。

ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。

(17) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当中間連結会計期間の期首から適用しております。これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(貸倒引当金見積りの仮定)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下、当該感染症)の経済への影響については、2023年5月に当該感染症の感染症法の位置づけが「5類感染症」に移行したことに伴い、経済活動は回復に至りました。

しかしながら、一部の貸出先については、依然、当該感染症の影響により悪化した財務内容の回復には至っておりません。

そのため、当該貸出先については、今後の経営改善の可能性を考慮して債務者区分を決定するとともに、今後、その財務内容を改善するために必要な利益及びキャッシュ・フローが継続的に確保できるかどうかに関して見極めを行いつつ、その不確実性が残る貸出先については、当該影響を見積り、予想損失率の必要な修正を行い、当中間連結会計期間末において貸倒引当金を873百万円(前連結会計年度末は1,701百万円)計上しております。

なお、上記の予想損失率の必要な修正は、2021年3月期より行っておりますが、当中間連結会計期間において、新たに必要な修正の対象とした貸出先はありません。

これらの見積りの前提となる状況が変化した場合には、当連結会計年度の第3四半期連結会計期間以降において貸倒引当金は増減する可能性があります。

なお、特定の貸出先に対する影響等に関しては、一定の仮定を置いたうえで、入手可能な外部及び内部情報に基づき最善の見積りを行っております。

(株式給付信託を利用した業績連動型株式報酬制度)

当行は、当行の取締役(社外取締役を除く)の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」という。)を導入しております。なお、役員株式給付信託引当金の算出方法については、「4 会計方針に関する事項」の「(9)役員株式給付引当金の計上基準」に記載しております。

本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。)を通じて取得され、取締役に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当行株式等」という。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

本信託に残存する当行株式

本信託に残存する当行株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当中間連結会計期間末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、411百万円及び1,427千株(前連結会計年度末は438百万円及び1,521千株)であります。

(中間連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
株式	16百万円	16百万円
出資金	264百万円	294百万円

2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)等により借り入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
(再)担保に差し入れている有価証券	1,799百万円	1,540百万円

3 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,987百万円	2,460百万円
危険債権額	40,285百万円	41,846百万円
要管理債権額	956百万円	1,281百万円
三月以上延滞債権額	44百万円	44百万円
貸出条件緩和債権額	912百万円	1,237百万円
小計額	43,228百万円	45,589百万円
正常債権額	2,046,411百万円	2,041,938百万円
合計額	2,089,640百万円	2,087,527百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
	4,658百万円	3,214百万円

5 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
担保に供している資産		
預け金	45百万円	45百万円
有価証券	142,644百万円	138,730百万円
その他資産	9百万円	9百万円
計	142,699百万円	138,785百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,554百万円	2,579百万円
借入金	31,100百万円	30,800百万円

上記のほか、為替決済及び信用取引等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
有価証券	- 百万円	10,851百万円
その他資産	9,325百万円	1,082百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
保証金	651百万円	639百万円

6 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	346,552百万円	346,860百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	321,653百万円	322,974百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 7 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
4,348百万円	4,351百万円

- 8 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
減価償却累計額	28,486百万円	29,732百万円

- 9 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
26,722百万円	25,676百万円

(中間連結損益計算書関係)

- 1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
償却債権取立益	264百万円	548百万円
株式等売却益	901百万円	1,297百万円

- 2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
給料・手当	6,337百万円	6,252百万円

- 3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
貸倒引当金繰入額	128百万円	3百万円
貸出金償却	591百万円	701百万円
株式等売却損	577百万円	3,061百万円
株式等償却	0百万円	- 百万円

4 減損損失

当行グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(グルーピングの方法)

営業用店舗は原則として営業店単位で、遊休資産は各々個別に1単位としてグルーピングを行っております。また、本部、研修所、寮社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(減損損失を認識した資産または資産グループ)

地域	主な用途	種類	減損損失
栃木県内	営業用店舗4カ所	土地・建物・その他の 有形固定資産	394百万円
合計			394百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

店舗統廃合の決定等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額394百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、路線価等を基準に土地の形状等に応じた価額の調整を行い評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	109,608	-	-	109,608	
合計	109,608	-	-	109,608	
自己株式					
普通株式	6,068	0	33	6,035	(注)1、 2、3
合計	6,068	0	33	6,035	

(注) 1 当中間連結会計期間末の自己株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式1,521千株が含まれております。

2 自己株式のうち普通株式の株式数の増加は、自己株式取得のための買付0千株によるものであります。

3 自己株式のうち普通株式の株式数の減少は、株式給付信託(BBT)権利行使33千株によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	315	3.0	2023年3月31日	2023年6月29日

(注) 2023年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	315	利益剰余金	3.0	2023年9月30日	2023年12月8日

(注) 2023年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式に対する配当金4百万円が含まれております。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	109,608	-	-	109,608	
合計	109,608	-	-	109,608	
自己株式					
普通株式	6,035	0	93	5,942	(注)1、 2、3
合計	6,035	0	93	5,942	

(注) 1 当中間連結会計期間末の自己株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式1,427千株が含まれております。

2 自己株式のうち普通株式の株式数の増加は、自己株式取得のための買付0千株によるものであります。

3 自己株式のうち普通株式の株式数の減少は、株式給付信託(BBT)権利行使93千株によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	315	3.0	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 2024年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	367	利益剰余金	3.5	2024年9月30日	2024年12月10日

(注) 2024年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金預け金勘定	652,622百万円	626,161百万円
定期預け金等	10,948百万円	15,522百万円
現金及び現金同等物	641,673百万円	610,639百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表に含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

中間連結貸借対照表における重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（2024年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券(注1)			
その他有価証券	601,945	601,945	-
(2) 貸出金	2,060,027		
貸倒引当金(*)	11,396		
	2,048,630	2,031,325	17,304
資産計	2,650,576	2,633,271	17,304
(1) 預金	3,110,102	3,110,105	3
(2) 譲渡性預金	-	-	-
(3) 借入金	34,125	34,151	25
負債計	3,144,227	3,144,257	29

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券(注1)			
その他有価証券	612,129	612,129	-
(2) 貸出金	2,058,128		
貸倒引当金(*)	11,003		
	2,047,124	2,024,510	22,614
資産計	2,659,254	2,636,640	22,614
(1) 預金	3,138,233	3,137,924	309
(2) 譲渡性預金	2,000	2,000	-
(3) 借入金	34,286	34,284	2
負債計	3,174,520	3,174,208	311

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	713	716
組合出資金(*3)	4,058	4,209

- (*1) 非上場株式については「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 前連結会計年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。
当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理は行っておりません。
- (*3) 組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合は、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	148,226	129,232	-	277,458
社債	-	26,456	26,225	52,681
株式	11,027	-	-	11,027
その他	11,555	249,222	-	260,777
資産計	170,809	404,911	26,225	601,945

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項に適用した投資信託等については、該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	176,093	126,789	-	302,882
社債	-	26,204	25,286	51,490
株式	8,422	-	-	8,422
その他	10,189	239,144	-	249,334
資産計	194,705	392,138	25,286	612,129

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項を適用した投資信託等については、該当ありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	-	-	2,031,325	2,031,325
資産計	-	-	2,031,325	2,031,325
預金	-	-	3,110,105	3,110,105
譲渡性預金	-	-	-	-
借入金	-	32,775	1,375	34,151
負債計	-	32,775	3,111,481	3,144,257

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	-	-	2,024,510	2,024,510
資産計	-	-	2,024,510	2,024,510
預金	-	-	3,137,924	3,137,924
譲渡性預金	-	-	2,000	2,000
借入金	-	32,651	1,632	34,284
負債計	-	32,651	3,141,557	3,174,208

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に、地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、日本円OIS、スワップレート、倒産確率、倒産時損失率が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

なお、私募債は、元利金等を信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率における重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、時価の算出にあたっては、観察できないインプットによる影響が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利に流動性リスクやマーケット動向等を反映させた利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、時価の算出に当たっては、割引率等における観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報
(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	倒産確率	0.062% 4.148%	0.142%

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	倒産確率	0.064% 5.150%	0.149%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度（2024年3月31日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	25,438	150	40	977	-	-	26,225	-

(*1) 連結損益計算書の「有価証券利息配当金」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

(単位：百万円)

--	--	--	--	--	--	--	--	--

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	26,225	-	43	895	-	-	25,286	-

(*1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、時価算定を行う市場部門を中心に時価の算定に関する方針及び手続きを定めております。これに沿って、市場部門のバックオフィス等が時価を算定しております。算定された時価はバックオフィス等で、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響の説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率は、実績値の過去平均を基準として線形性を考慮した補正を行っております。一般に、倒産確率の著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

2 その他有価証券

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,054	5,692	4,361
	債券	3,731	3,713	17
	国債	-	-	-
	地方債	3,414	3,397	17
	社債	316	316	0
	その他	16,830	16,097	732
	外国証券	-	-	-
	その他の証券	16,830	16,097	732
	小計	30,615	25,503	5,112
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	973	1,125	151
	債券	326,409	340,607	14,198
	国債	148,226	156,722	8,496
	地方債	66,293	67,756	1,462
	社債	111,889	116,128	4,238
	その他	243,947	268,447	24,499
	外国証券	5,954	6,000	45
	その他の証券	237,993	262,447	24,454
	小計	571,330	610,179	38,849
合計		601,945	635,683	33,737

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	5,368	2,777	2,590
	債券	31,710	31,651	58
	国債	28,657	28,605	51
	地方債	2,400	2,397	3
	社債	653	649	3
	その他	4,366	4,308	57
	外国証券	1,001	1,000	1
	その他の証券	3,365	3,308	56
	小計	41,445	38,738	2,707
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	3,054	3,511	456
	債券	322,662	339,146	16,484
	国債	147,436	157,382	9,946
	地方債	67,169	68,888	1,718
	社債	108,056	112,875	4,819
	その他	244,967	264,284	19,316
	外国証券	6,939	7,000	60
	その他の証券	238,027	257,284	19,256
	小計	570,684	606,941	36,257
合計		612,129	645,679	33,549

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、150百万円（うち、社債150百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の有価証券の銘柄について当中間連結会計期間（連結会計年度）末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、30%以上50%未満下落した銘柄については、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しております。なお、資産の自己査定における有価証券の発行会社が破綻懸念先以下の場合には時価が取得原価に比べ下落した有価証券について減損処理を実施しております。

（金銭の信託関係）

1 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	600	600	-	-	-

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	563	563	-	-	-

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	33,718
その他有価証券(注)	33,718
繰延税金資産	6,008
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	27,709
()非支配株主持分相当額	5
その他有価証券評価差額金	27,715

(注)市場価格のない株式等に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等(益)17百万円が含まれております。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	33,528
その他有価証券(注)	33,528
繰延税金資産	5,017
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	28,511
()非支配株主持分相当額	5
その他有価証券評価差額金	28,517

(注)市場価格のない株式等に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等(益)19百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ 買建	10,609	10,075	196	196
	合計			196	196

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ 買建	8,835	8,541	158	158
合計				158	158

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	その他有価証券 (債券)			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		20,000	20,000	36
	合計	-	-	-	36

(注) 繰延ヘッジによっております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	21,081	22,135
うち 資金運用収益	12,886	13,078
うち 役務取引等収益	4,949	5,046
預金・貸出業務	1,073	1,105
為替業務	700	729
証券関連業務	57	47
代理業務	412	360
1 金融商品取引業務	851	793
その他(投資信託関連手数料等)	1,854	2,011
うち その他業務収益	554	523
2 商品有価証券売買益	405	294
国債等債券売却益	19	86
その他	128	143
うち その他経常収益	2,690	3,486
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	264	548
株式等売却益	901	1,297
3 その他	1,524	1,640

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

なお、以下の 1 から 3 の連結子会社の収益以外は、主として当行グループの銀行業務から発生した収益であります。

- 1 金融商品取引業務に係る収益は、とちぎんＴＴ証券株式会社の「金融商品取引業」から発生しております。
- 2 商品有価証券売買益は、主にとちぎんＴＴ証券株式会社の「金融商品取引業」から発生しております。
- 3 その他の収益は、主に株式会社とちぎんリーシングの「リース業」及び株式会社とちぎんカード・サービスの「カード業」から発生しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項(14)重要な収益及び費用の計上基準」に記載しているため、省略しております。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	723	679
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	679	633
契約負債（期首残高）	329	315
契約負債（期末残高）	315	238

契約負債は、主に、貸金庫手数料、私募債の期中事務管理手数料及びカード年会費に関する前受収益（その他負債に計上）であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前中間連結会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、167百万円であり、当中間連結会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、161百万円であり、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当中間連結会計期間に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当行及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

前連結会計年度

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)
2025年3月期	47
2026年3月期	34
2027年3月期	26
2028年3月期	16
2029年3月期	5
2030年3月期	1
2031年3月期	0
合計	133

当中間連結会計期間

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
2025年3月期下期	23
2026年3月期	38
2027年3月期	30
2028年3月期	20
2029年3月期	8
2030年3月期	2
2031年3月期	0
2032年3月期	0
合計	125

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループは、当行及び連結子会社6社(前中間連結会計期間は6社)で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、カード業務、金融商品取引業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

報告セグメントは、「銀行業」及び「金融商品取引業」であり、「その他」にはリース業およびカード業等が含まれています。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国・外国為替業務等を行っており、当行及び当行からの受託業務を主たる業務としている連結子会社2社を集約しております。「金融商品取引業」は、証券仲介等を行っている連結子会社のとちぎんT T証券株式会社であります。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であり、セグメント間の取引は、第三者価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	合計
	銀行業	金融商品 取引業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	18,375	1,278	19,654	1,426	21,081	-	21,081
セグメント間の 内部経常収益	249	0	250	310	561	561	-
計	18,625	1,279	19,904	1,737	21,642	561	21,081
セグメント利益	3,060	261	3,322	163	3,486	28	3,457
セグメント資産	3,297,344	11,284	3,308,629	13,583	3,322,212	7,279	3,314,933
その他の項目							
減価償却費	442	27	469	15	485	49	534
資金運用収益	12,901	22	12,923	4	12,928	41	12,886
資金調達費用	43	16	60	16	76	12	64
貸倒引当金繰入額 (は戻入益)	141	-	141	12	128	0	128
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,689	2	1,692	159	1,852	158	2,010

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リース業及びカード業等であります。

3. 調整額は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	合計
	銀行業	金融商品取引業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	19,464	1,122	20,587	1,548	22,135	-	22,135
セグメント間の 内部経常収益	255	0	256	320	577	577	-
計	19,720	1,123	20,843	1,869	22,713	577	22,135
セグメント利益	1,844	149	1,994	71	2,065	28	2,037
セグメント資産	3,339,404	10,937	3,350,342	16,374	3,366,716	7,146	3,359,570
その他の項目							
減価償却費	550	25	575	44	619	63	683
資金運用収益	13,080	35	13,116	14	13,130	51	13,078
資金調達費用	496	24	521	26	548	22	525
貸倒引当金繰入額 (は戻入益)	26	-	26	22	3	0	3
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,611	4	3,616	1,018	4,635	111	4,746

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リース業及びカード業等であります。

3. 調整額は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	10,773	3,435	4,526	2,345	21,081

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	11,356	3,189	4,491	3,098	22,135

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	金融商品取引業	計		
減損損失	394	-	394	-	394

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1株当たり純資産額	円	1,450.18	1,448.34
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	151,761	151,717
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,562	1,574
(うち非支配株主持分)	百万円	1,562	1,574
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	150,198	150,143
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	103,572	103,665

(注) 当行は、株式給付信託(BBT)を導入しており、当該信託に残存する当行株式を1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数から控除する自己株式に含めております。控除する自己株式に含めた当該株式数は前連結会計年度末1,521千株、当中間連結会計期間末1,427千株であります。

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益	円	17.80	14.19
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,843	1,470
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,843	1,470
普通株式の期中平均株式数	千株	103,551	103,607

(注) 1 当行は、株式給付信託(BBT)を導入しており、当該信託に残存する当行株式を1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。控除する自己株式に含めた当該株式の期中平均株式数は前中間連結会計期間1,542千株、当中間連結会計期間1,485千株であります。

2 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
現金預け金	4 582,223	4 622,292
コールローン	1,098	965
商品有価証券	4	4
金銭の信託	600	563
有価証券	1, 2, 4, 6 609,475	1, 2, 4, 6 619,894
貸出金	2, 3, 4, 5 2,060,553	2, 3, 4, 5 2,060,797
外国為替	2 678	2 863
その他資産	2, 4 13,019	2, 4 4,558
その他の資産	13,019	4,558
有形固定資産	19,359	22,332
無形固定資産	1,085	1,025
前払年金費用	4,450	5,507
繰延税金資産	9,873	8,557
支払承諾見返	2 2,265	2 2,921
貸倒引当金	11,290	10,933
資産の部合計	3,293,396	3,339,353
負債の部		
預金	4 3,111,935	4 3,141,016
譲渡性預金	-	2,000
借入金	4 31,100	4 30,800
外国為替	5	-
その他負債	5,548	19,779
未払法人税等	641	201
リース債務	300	261
その他の負債	4,606	19,316
賞与引当金	759	735
役員賞与引当金	17	-
退職給付引当金	37	37
役員株式給付引当金	164	169
睡眠預金払戻損失引当金	266	268
偶発損失引当金	357	413
再評価に係る繰延税金負債	833	833
支払承諾	2,265	2,921
負債の部合計	3,153,291	3,198,975

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
純資産の部		
資本金	27,408	27,408
資本剰余金	26,150	26,150
資本準備金	26,150	26,150
利益剰余金	117,228	118,294
利益準備金	1,745	1,745
その他利益剰余金	115,483	116,549
別途積立金	106,987	106,987
繰越利益剰余金	8,496	9,562
自己株式	2,314	2,287
株主資本合計	168,472	169,566
その他有価証券評価差額金	27,730	28,526
繰延ヘッジ損益	-	25
土地再評価差額金	637	637
評価・換算差額等合計	28,367	29,188
純資産の部合計	140,105	140,377
負債及び純資産の部合計	3,293,396	3,339,353

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
経常収益	18,630	19,725
資金運用収益	12,901	13,080
(うち貸出金利息)	10,340	10,788
(うち有価証券利息配当金)	2,133	1,525
役務取引等収益	4,317	4,468
その他業務収益	149	229
その他経常収益	¹ 1,263	¹ 1,946
経常費用	15,589	17,905
資金調達費用	43	496
(うち預金利息)	43	403
役務取引等費用	2,024	2,123
その他業務費用	1,226	1,038
営業経費	² 10,807	² 10,249
その他経常費用	³ 1,487	³ 3,996
経常利益	3,041	1,820
特別利益	-	60
特別損失	400	12
税引前中間純利益	2,640	1,868
法人税、住民税及び事業税	844	155
法人税等調整額	119	332
法人税等合計	963	487
中間純利益	1,677	1,381

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
				別途積立金			
当期首残高	27,408	26,150	26,150	1,745	106,987	7,494	116,226
当中間期変動額							
剰余金の配当						315	315
中間純利益						1,677	1,677
自己株式の取得							
自己株式の処分							
土地再評価差額金の 取崩						64	64
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	1,297	1,297
当中間期末残高	27,408	26,150	26,150	1,745	106,987	8,792	117,524

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,324	167,461	19,492	-	761	20,254	147,207
当中間期変動額							
剰余金の配当		315					315
中間純利益		1,677					1,677
自己株式の取得	0	0					0
自己株式の処分	9	9					9
土地再評価差額金の 取崩		64					64
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			7,820	-	64	7,755	7,755
当中間期変動額合計	9	1,307	7,820	-	64	7,755	6,448
当中間期末残高	2,314	168,768	27,312	-	697	28,010	140,758

当中間会計期間(自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	27,408	26,150	26,150	1,745	106,987	8,496	117,228
当中間期変動額							
剰余金の配当						315	315
中間純利益						1,381	1,381
自己株式の取得							
自己株式の処分							
土地再評価差額金の 取崩							
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	1,066	1,066
当中間期末残高	27,408	26,150	26,150	1,745	106,987	9,562	118,294

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,314	168,472	27,730	-	637	28,367	140,105
当中間期変動額							
剰余金の配当		315					315
中間純利益		1,381					1,381
自己株式の取得	0	0					0
自己株式の処分	27	27					27
土地再評価差額金の 取崩		-					-
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			796	25	-	821	821
当中間期変動額合計	27	1,093	796	25	-	821	272
当中間期末残高	2,287	169,566	28,526	25	637	29,188	140,377

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 : 6年~50年

その他 : 4年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先 : 破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先 : 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先 : 要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権(貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権)である債務者

要注意先 : 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定または財務内容に問題があるなど、今後の管理に注意を要する債務者

正常先 : 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

正常先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後3年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の一定期間における平均値に基づき決定した予想損失率を乗じて計上しております。なお、大口の破綻懸念先に対する債権については、債務者ごとの回収可能性を見積り、予想損失率に基づき算定した貸倒引当金に対して必要と認められる追加的な引当額を計上しております。破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込

額及び保証による回収可能見込額を控除し、残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,282百万円(前事業年度末は6,492百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

ただし、当行の嘱託・臨時従業員への退職給付については、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役(社外取締役は除く)への当行株式の交付に備えるため、取締役に対する株式給付債務の見込額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、株式給付信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じた処理をしております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。

6 収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の5ステップに基づき収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益のうち、投資信託の販売等に係る手数料収入等については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務を充足するものとして収益を認識しております。また、カード年会費収入等、サービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。

なお、これらの収益には重大な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

7 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象であるその他有価証券に区分している固定金利の債券から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。

ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。

9 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当中間会計期間の期首から適用しています。これによる中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(貸倒引当金見積りの仮定)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下、当該感染症)の経済への影響については、2023年5月に当該感染症の感染症法の位置づけが「5類感染症」に移行したことにともない、経済活動は回復に至りました。

しかしながら、一部の貸出先については、依然、当該感染症の影響により悪化した財務内容の回復には至っておりません。

そのため、当該貸出先については、今後の経営改善の可能性を考慮して債務者区分を決定するとともに、今後、その財務内容を改善するために必要な利益及びキャッシュ・フローが継続的に確保できるかどうかに関して見極めを行いつつ、その不確実性が残る貸出先については、当該影響を見積り、予想損失率の必要な修正を行っており、当中間会計期間末における当該貸倒引当金は873百万円(前事業年度末は1,701百万円)計上しております。

なお、上記の予想損失率の必要な修正は、2021年3月期より行っておりますが、当中間会計期間において、新たに必要な修正の対象とした貸出先はありません。

これらの見積りの前提となる状況が変化した場合には、当第3四半期会計期間以降において貸倒引当金は増減する可能性があります。

なお、特定の貸出先に対する影響等に関しては、一定の仮定を置いたうえで、入手可能な外部及び内部情報に基づき最善の見積りを行っております。

(株式給付信託を利用した業績連動型株式報酬制度)

中間連結財務諸表に当該注記をしております。

(中間貸借対照表関係)

1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
株式	2,974百万円	2,974百万円
出資金	264百万円	294百万円

2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,848百万円	2,363百万円
危険債権額	40,178百万円	41,743百万円
要管理債権額	956百万円	1,281百万円
三月以上延滞債権額	44百万円	44百万円
貸出条件緩和債権額	912百万円	1,237百万円
小計額	42,983百万円	45,389百万円
正常債権額	2,047,180百万円	2,044,805百万円
合計額	2,090,164百万円	2,090,194百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
	4,658百万円	3,214百万円

4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
担保に供している資産		
預け金	45百万円	45百万円
有価証券	142,644百万円	138,730百万円
その他の資産	9百万円	9百万円
計	142,699百万円	138,785百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,554百万円	2,579百万円
借入金	31,100百万円	30,800百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
有価証券	- 百万円	10,851百万円
その他の資産	8,500百万円	- 百万円

また、その他の資産のうち保証金は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
保証金	628百万円	617百万円

5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	346,228百万円	347,369百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	324,653百万円	326,736百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
	26,722百万円	25,676百万円

(中間損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
償却債権取立益	264百万円	548百万円
株式等売却益	901百万円	1,284百万円

2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
有形固定資産	362百万円	425百万円
無形固定資産	79百万円	124百万円

3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
貸倒引当金繰入額	145百万円	25百万円
貸出金償却	579百万円	677百万円
株式等売却損	577百万円	3,061百万円
株式等償却	0百万円	- 百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当中間会計期間(2024年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額
(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
子会社株式	2,974	2,974
関連会社株式	-	-
合計	2,974	2,974

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2024年11月8日開催の取締役会において、第122期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	367百万円
--------	--------

1株当たりの中間配当金	3円 50銭
-------------	--------

(注) 2024年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式に対する配当金4百万円が含まれております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月11日

株式会社 栃 木 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百 瀬 和 政

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 坂 京 子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栃木銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれ

る場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月11日

株式会社 栃 木 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百 瀬 和 政

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 坂 京 子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栃木銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第122期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栃木銀行の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク

に対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。